

# 厚生労働省提出資料

平成21年2月3日  
多重債務者対策本部有識者会議

## 緊急小口資金の貸付状況

- 1 申請件数(平成20年1月～平成20年12月): 1, 853件
- 2 決定件数(                      "                      ): 1, 786件
- 3 決定に至らなかった主な理由(都道府県社協担当者に聞き取り)
  - 既に何らかの負債があり、申請世帯の収支のバランスがとれていない
  - 申請理由が「緊急的かつ一時的」ではなく、恒常的な生活費の不足の補てんとなっている
  - 申請者の仕事も住居も定まっていない
  - 申請者が無収入で償還の見込が全く立たない                      等

## 緊急小口資金未実施都道府県の状況

	実施団体名	資金名称	貸付対象	貸付上限額	利率	連帯保証人の有無	据置期間	償還期限	備考
宮城県	仙台市社協	社会福祉資金	低所得世帯	15万円	無利子	※保証人が必要	0ヶ月	30ヶ月以内	
	仙台市、岩沼市を除く全ての市町村社協	生活安定資金	低所得世帯	※「生活安定資金」の貸付限度額は、通常5万円、特別7万円の場合が多い。	無利子	有	概ね2ヶ月	概ね1年	
栃木県	30市町村社協(31市町村のうち)	社会福祉金庫等(社協によって名称異なる)	市内在住の低所得世帯等(社協によって条件異なる)	2万～10万円	無利子	①無:8社協 ②その他は原則有	0～6ヶ月以内(社協によって異なる)	4～30ヶ月以内まで(社協により異なる)	※「緊急小口資金」実施予定。開始時期は調整中。
福井県	10市町(17市町のうち)※実施団体は社協、民協	民生金庫、福祉資金等(市町によって名称が異なる)	市町在住の生活困窮者等	2万～10万円	無利子	①有:7社協 ②無:3社協	0～6ヶ月以内(市町によって異なる)	3～12ヶ月以内まで(市町により異なる)	※平成21年2月2日から「緊急小口資金」を実施予定
三重県	18市町社協(29市町のうち)	福祉金庫等(社協によって名称異なる)	生活困窮者、生保世帯等	2万～10万円。1社協のみ20万円。	無利子	①有:15社協 ②無:2社協 ③生保世帯のみ不要:1社協	0～6ヶ月以内(社協によって異なる) ・実情により会長が定める:1社協	2ヶ月以内～2年以内(社協により異なる)	
滋賀県	16市町社協(26市町のうち)	福祉資金等(社協によって名称異なる)	市内在住の低所得世帯等(社協によって条件異なる)	3万～10万円がほとんど。2社協のみ20万円。	無利子(1社協のみ3%)	①有:13社協 ②無:3社協	0～12ヶ月以内(社協によって異なる)	10ヶ月以内～24ヶ月以内(社協により異なる)	
京都府	京都市を除く全ての市町村	くらしの資金	疾病や失業、不測の事故、災害などで緊急な資金が必要な方	市町村により異なる(10万円以内が多い)	無利子	無担保、無保証人	市町村により異なる	市町村により異なる	
	京都市	夏季・歳末特別生活資金貸付事業	疾病、不測の事故のため、お盆や年越しを控えて生活に困っている方	1世帯15万円	無利子	無担保、無保証人	把握していない	2年以内	
	京都府・京都市	一般生活資金特別融資制度	京都府内に居住又は勤務しており、勤続1年以上、年収150万円以上の方	100万円	2.5%(2008年1月4日現在)	原則不要	把握していない	最長5年	※その他の独自貸付もあり。
大阪府	府社協	小口生活資金	傷病、賃金の未払等	10万円	無利子	無	2ヶ月	20ヶ月以内	
	大阪市民児連	緊急援護資金	災害、傷病、賃金の未払等	10万円	無利子	無	2ヶ月	20ヶ月以内	
	堺市社協	小口更生資金	傷病、賃金の未払等	10万円	無利子	有	2ヶ月	20ヶ月以内	
佐賀県	県内の全市町村	福祉資金、助け合い資金、しあわせ資金等(社協によって名称異なる)	低所得世帯(社協によって異なる)	3万～5万がほとんどだが、10万円程度の市町もある。	無利子	有	0～2ヶ月(社協によって異なる)	6ヶ月～1年以内(社協によって異なる)	※合併前の状況
長崎県	県内の全市町村社協	福祉資金	市内在住の低所得世帯等	4万円～10万円	無利子	有	1ヶ月～6ヶ月	10～36ヶ月以内	